

情報機器の正しい使い方は？

6月19日（水）に熊本市教育委員会より宮津指導主事を講師に迎え、情報モラル教育について5・6年生対象に講話をいただきました。今、熊本市の小中学校で起こっている情報機器のトラブルのトップ5は、①SNSでの誹謗中傷（友人間トラブル）、②不適切な画像のアップロード、③長時間利用での健康被害、④見知らぬ人との出会い、⑤個人情報の流出だそうです。事例として、自分の顔の写真を加工されて無断でSNSにアップされ、誰が拡散させたか、誰が見ているかわからず人の目が怖くなり、学校に来れなくなった小学6年生の話がありました。また、過去にSNSで友達の悪口を書いていたのを数年後に見られてしまった話や、友人が異性の友達と話しているだけの写真をSNSにアップした話など動画も交えて説明され、その後どんなことが考えられるかなど子どもたちに考えさせられました。回転ずしでの不適切な動画のYouTubeへのアップで罪（器物損壊罪、詐欺罪、窃盗罪、家系業務妨害罪）に問われ、多額の賠償金を支払うことになった話もありました。許可を得ていない画像の撮影・アップロードは禁止であること（肖像権、著作権）や、このようなことを行くと罪に問われたり、友人関係にも影響が出てきます。また、一度ネット上にアップされた情報を完全に消すことは難しく、いつまでもネット上に残ってしまい（デジタル・タトゥー）、就職などにも影響することもあるなど、想像以上に大変なことになってしまいます。もしこのようなことになった時には、早めに親や先生などの大人に相談することが大切ということでした。



体育館で行う予定でしたが、気温が高かったため、5年生は音楽室で行いました

本校では、タブレットを毎日家庭に持ち帰っておりますので、平日だけでなく土曜や日曜、長期休業日なども自由に使うことができます。学習のためにはとても便利な道具なのですが、使い方を間違えてしまうと他人や自分を傷つけてしまう危険なものになってしまいます。今回の講話で子どもたちは情報機器のメリットだけでなくリスク（危険性）についても学習しました。これから子供たちが情報化社会を生きていくうえでとても重要なことです。今回のこの情報機器の使い方についての学習は学校だけで終わらせるのではなく、繰り返し学校と家庭の両方で継続的に続けていかなければならないものだと思っています。ご家庭でも子どもたちと情報モラルについて話をさせていただくと助かります。そうすることによって、子どもたちは情報化社会において適切な行動をとり続けるためのスキルと意識を維持し続けることができると考えます。まずは、5・6年生の保護者の皆さまにはお子様に、「この日の講話の中でどんな話があり、どんなことを考えたか」を聞いていただきたいと思います。その後、保護者の皆様のお考えなどをお話していただけたらと思います。1年生から4年生の保護者の皆様も上に書きました事例でも結構ですし、保護者の皆様から情報モラルのお話をいただけたらと思います。学校と家庭が連携し一体となって情報モラル教育を推進していくことが、より安全で健全な情報化社会を築き、その中で子どもたちが安心して暮らしていけるものと考えております。

※「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント」のリーフレットも参考のために、目を通していただけると助かります。リーフレットは下記のURLをタップしてご覧ください。

[2024年1月発行リーフレット_A3版 \(kumamoto-kmm.ed.jp\)](https://www.kumamoto-kmm.ed.jp)

